

## **第5章**

### **計画の推進体制**



# 1 推進体制の確立

地域福祉施策は、福祉サービスの提供だけでなく、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたっています。

市では、本計画の基本理念に基づき、効果的な施策を展開していくため、市民の皆さんを主役として、地域とともに一体的な取組を行います。

## (1) 個人（市民）の役割

一人ひとりが地域づくりの力であり、地域福祉を支える担い手となることが求められています。地域活動に積極的に参加し、地域の支え合いに積極的に関わっていくことが必要です。

## (2) 地域（団体・事業者・社協）の役割

地域福祉を進める要として、その地域で暮らす人たちの交流や支え合い活動を積極的に行うことが求められています。人と人の結びつきを深めるためには、交流の場づくりや地域活動を活発化していくことが大切です。特に、一人ひとりの力では解決できない問題について、その地域で暮らす人や団体が協力して解決を図れるようにすることが求められています。

### ①団体の役割

団体は地域福祉を進める上で重要な役割を担っています。市民一人ひとりの知識や経験を、地域づくりに生かせるよう、団体の活動内容の周知を図るとともに、団体への参加を促進していくことが求められています。

### ②事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立を支援し、質の高いサービスを提供することが重要です。特に、利用者の立場に立ち、一人ひとりの実情に合った適切な支援をしていくことが求められています。

### ③市社会福祉協議会の役割

地域福祉を進める中心的な団体として、地域づくりや人のつながりづくりの仲立ちをし、地域の課題を解決する仕組みをつくることが重要です。そのためには、身近な地域で一人ひとりが力を発揮できるよう、ボランティアの育成、支援を通じて、市民活動の活性化と地域での福祉活動の基盤づくりを進めていくことが求められています。

### (3) 行政の役割

地域福祉の向上のために、行政は市民一人ひとりの幸せづくりを目指して、福祉施策を総合的に進めることが求められています。

しかし、地域福祉の推進を図るためには、行政の力だけでは限界があります。そこで、地域で活動している社会福祉関係機関、施設、団体やボランティア、NPOが重要な役割を果たします。

市では、こうした地域の活力と積極的に連携、協働し、地域一丸となって地域福祉の向上に取り組みます。

## 2 地域福祉活動計画との連携による事業の推進

地域福祉活動の推進を担う中心的な団体として、市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）があります。社協では、社会福祉を目的とする事業の企画と実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

地域福祉活動計画は、市民主体により、社協との協働で策定されているものです。この計画では、地域の支え合いを広げていくために、地域の福祉課題に市民とともに取り組み、ひとつひとつ解決していくことを目指しています。

今回、市が策定する地域福祉計画の、基本理念と基本目標を達成するためには、地域福祉活動計画との連携が不可欠です。両計画が緊密に連携しながら、地域の皆さんとともに各施策を進めてまいります。

### コラム：地域福祉を推進します～社会福祉協議会～

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている民間の福祉団体で、都道府県・市町村単位で設立されています。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持っています。

市社会福祉協議会では、こうした特徴を生かして、地域住民や社会福祉関係者などの参加・協力を得ながら住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らせる社会を目指しています。

市立総合福祉センターを拠点として、地域住民と協働した見守り活動の提案やサロン活動運営の支援活動、ボランティア活動に関する相談・活動先の紹介などを通じて地域の福祉活動を支援しています。

社会福祉協議会の活動は、地域の様々な社会資源とのネットワークが根幹となっています。地域との協働を通じて、地域福祉の最前線で活動しています。

### コラム：あなたのもっと身近に～地区社会福祉協議会～

地区社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉推進組織です。法的な位置付けはありませんが、住民の意思により設立され、市内では28地区組織されています。それぞれの地域の福祉課題に対して、住民相互の助け合いにより課題解決に取り組んでいます。

#### ■市内の地区社協一覧

新田宿	四ツ谷	座間	鈴鹿長宿	皆原
星の谷	緑ヶ丘	相武台	相武台東	広野台
小池	入谷第2	立野台	グリーンタウン	上栗原
ふたばすみれ	東原	さがみ野	ひばりが丘1丁目	ひばりが丘2丁目
ひばりが丘第2	ひばりが丘5丁目	小松原	相模が丘第1	相模が丘2丁目
相模が丘3丁目	相模が丘第4	相模が丘5丁目		

（市社会福祉協議会）

### 3 計画の進行管理体制の確立

この計画を効果的に進めていくためには、計画の実施状況などを評価するとともに、その結果を皆さんと共有していくことが重要です。

計画の進行管理には、各課での事業評価だけでなく、客観的な視点での評価が求められます。本市では、保健、医療及び福祉分野におけるサービスの総合調整を行う機関として、関係者、学識経験者、公募市民などで組織する「座間市地域保健福祉サービス推進委員会（以下「委員会」といいます。）」が設置されています。この計画の進行管理を更に効果的なものとするため、委員会に評価を求めてまいります。

また、施策を効果的に展開していくため、事業評価及び委員会での評価を踏まえ、必要に応じて施策を見直しするなど、評価結果を施策に反映させるよう努めてまいります。

さらに、評価結果や施策の見直しの内容などについては、ホームページなどを通じて広く公開し、地域福祉の現況を皆さんと共有しながら本市の地域福祉を充実していきたいと考えています。

#### 座間市地域福祉計画

